

障害者差別解消法について

1 法律の概要（主に地方公共団体に関する部分）

（1） 目的【第1条】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

（2） 国及び地方公共団体の責務【第3条】

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定するとともに、実施しなければならないとしている。

（3） 社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備【第5条】

国や地方公共団体等や民間事業者は、社会的障壁を除去することについての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修やその他の必要な環境の整備に努めなければならないとしている。

（4） 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針【第6条】

政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を定めなければならないとしている。

（5） 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止【第7条】

- ① 行政機関等は、その事務や事業を行うに当たり、障害を理由として障害のない方と不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある方の権利侵害をしてはならないとしている。
- ② 行政機関等は、その事務や事業を行うに当たり、障害のある方から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある方の権利利益を侵害することとならないよう、障害のある方の性別、年齢や障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないとしている。

（6） 地方公共団体等職員対応要領【第10条】

- ① 地方公共団体の機関等は、基本方針に即して、第7条関係に規定する事項に関して、当該職員が適切に対応するための必要な要領を定めるよう努めるものとしている。
- ② 地方公共団体の機関等は、地方公共団体等職員対応要領を定めるときは、あらかじめ、障害のある方やその他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとしている。

（7） 相談及び紛争の防止等のための体制の整備【第14条】

国及び地方公共団体は、障害のある方やその家族などの関係者からの障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止等に必要な体制の整備を図るものとしている。

（8） 啓発活動【第15条】

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとしている。

(9) 障害者差別解消支援地域協議会【第17条～第20条】

国及び地方公共団体の機関であって、障害のある方の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、地方公共団体の区域において関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織できるものとしている。

2 国の基本方針の内容

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（項目）

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

- 1 法制定の背景
- 2 基本的な考え方
 - (1) 法の考え方
 - (2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係
 - (3) 条例との関係

第3、4 行政機関等／事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

- 1 基本的な考え方
- 2 対応要領／対応指針
 - (1) 対応要領／対応指針の位置付け及び作成手続き
 - (2) 対応要領／対応指針の記載事項
- 3 地方公共団体等における対応要領に関する事項
【※対応要領のみ】
- 3' 主務大臣による行政措置【※対応指針のみ】

第2 行政機関及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

- 1 法の対象範囲
 - (1) 障害者
 - (2) 事業者
 - (3) 対象分野
- 2 不当な差別的取扱い
 - (1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方
 - (2) 正当な理由の判断の視点
- 3 合理的配慮
 - (1) 合理的配慮の基本的な考え方
 - (2) 過重な負担の基本的な考え方

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

- 1 環境の整備
- 2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備
- 3 啓発活動
 - (1) 行政機関等における職員に対する研修
 - (2) 事業者における研修
 - (3) 地域住民等に対する啓発活動
- 4 障害者差別解消支援地域協議会
 - (1) 趣旨
 - (2) 期待される役割
- 5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項
 - (1) 情報の収集、整理及び提供
 - (2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

3 昭島市の対応

啓発活動については、昭島市公式ホームページにおいて「障害者差別解消法について」のページを新設し、周知・啓発を行う。

職員対応要領については、人事担当課（総務部職員課）と調整等を行うとともに、障害のある方や関係者等の意見等を聴くなかで平成28年中の策定を考えている。

相談及び紛争の防止等のための体制整備に関しては、既存の機関等の活用を基本とし充実を図っていく。また、障害者差別解消支援地域協議会に関しては、今後の検討課題とする。